

刈谷城石垣隅櫓整備事業に関する基本協定書

刈谷城石垣隅櫓整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、刈谷市（以下「発注者」という。）及び〇〇〇〇（以下「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。ただし、設計業務又は工事施工業務等の契約を締結した後については、適宜「優先交渉権者」を「受注者」と読み替えるものとする。

（目的）

第1条 本協定は、発注者が実施した本事業に係る技術提案の公募手続（以下「本公募手続」という。）において、優先交渉権者の技術提案を選定したことを確認し、発注者と優先交渉権者が相互に協力して円滑かつ確実に本事業を遂行し、発注者と優先交渉権者による工事の請負契約（以下「本工事請負契約」という。）の締結に向けて、当事者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 発注者及び優先交渉権者は、本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。

2 発注者及び優先交渉権者は、本協定の締結の日から本工事請負契約の締結の日又は価格交渉の不成立が確定するまでの間、本協定を履行する。また、優先交渉権者は、刈谷城石垣隅櫓整備事業に必要な諸手続において責任をもって必要な資料を作成する。

（設計等）

第3条 優先交渉権者は、発注者が別途反対の意思表示を行う場合を除き、本工事請負契約に関する設計期間において、本工事請負契約の締結に向けて、本公募手続に係る設計業務委託契約（以下「本設計業務委託契約」という。）を発注者との間で締結する。

2 発注者は、優先交渉権者が行う設計業務に必要な情報を可能な限り提示する。

(有効期間)

第4条 本協定は、本協定の締結の日から本工事請負契約が締結された日まで、又は、価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。ただし第7条から第10条までの規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

(価格等の交渉)

第5条 価格等の交渉とは、発注者及び受注者が、第3条に規定する設計業務を踏まえて作成する設計の内容や成果物に基づき、工事費の見積りの内容その他の本工事請負契約の締結に必要な条件等について協議し、合意を目指すプロセスである。

2 優先交渉権者は、設計の進捗に応じて全体工事費を算出し、本設計業務委託契約の初期段階、中間段階、その他発注者が必要と認めた時期に、全体工事費を記載した全体工事費調書及びその算出の根拠となった資料（以下、「全体工事費調書」という。）を発注者に提出する。

3 優先交渉権者は、設計者から引渡しを受けた設計成果物を基に、工事費の内訳書を付した参考見積書及びその見積条件を記載した資料（以下「参考見積書等」という。）を作成し、発注者に提出する。

4 発注者は、優先交渉権者に対し、第2項の規定により、全体工事費調書等及び参考見積書等の提出を求めるに当たっては、その旨を書面にて事前に通知する。

5 発注者及び優先交渉権者は、設計業務に関する協議の過程で確認された事項や設計の内容や成果物等に基づき価格等の交渉を行う。この場合において、参考額と全体工事費や参考見積書の見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。

6 前項の規定により見直しを行った場合は、優先交渉権者は、交渉の結果を踏まえた参考見積書等を提出し、改めて前項に基づく交渉を行う。

7 第2項に基づく交渉の結果、参考額と参考見積書の見積額が著しく乖離してい

ない場合又は乖離しているがその内容の妥当性や必要性が認められる場合、かつ、各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果等と著しく乖離していない場合又は乖離しているがその根拠として信頼性のある資料の提示がある場合その他本工事請負契約の締結に必要な条件等に照らして問題がない場合は、価格等の交渉が成立するものとする。

8 第5項及び第6項に基づく交渉の結果、前項の成立に至らなかった場合は、価格等の交渉を不成立とする。

(契約手続等)

第6条 優先交渉権者は、前条第7項により価格等の交渉が成立した場合、その内容に基づき、交渉結果を踏まえた参考見積書等を提出する。

2 発注者は、前項の参考見積書等で示された見積条件等を基に予定価格を定める。

3 優先交渉権者は前条第3項と同じ方法により見積書を提出し、発注者と見積合せを行う。

4 発注者及び優先交渉権者は、前項の見積合せの結果、見積書の工事金額が予定価格を下回った場合は、本工事請負契約を締結する。

(価格等の交渉の不成立)

第7条 発注者は、第5条第8項により価格等の交渉が不成立となった場合、その理由を書面により通知する。

2 前項に規定する場合、本協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、第8条から第12条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(協定の解除等)

第8条 発注者は、優先交渉権者が次の各号のいずれかに該当するときは、本基本協定を解除することができる。

(1) 優先交渉権者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代

表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が、アからオのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(2) 優先交渉権者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(3) 優先交渉権者又は優先交渉権者の役員若しくは優先交渉権者の使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95

条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

(4) 前2号に規定するもののほか、優先交渉権者又は優先交渉権者の役員若しくは優先交渉権者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

(5) その他本基本協定に重大な違反をしたとき。

2 本事業が中止になった場合は、自動的に本基本協定は解除されたものとする。

(権利義務の譲渡等)

第9条 優先交渉権者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位及び本協定に基づく権利義務を、第三者に譲渡し若しくは承継させ又は担保に供することその他一切の処分を行わない。

(秘密保持等)

第10条 優先交渉権者は、本協定に関連して発注者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。但し、公知のものは除く。

(協定内容の変更)

第11条 本協定に規定する各事項は、発注者及び優先交渉権者の書面による同意がなければ変更することはできない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第12条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定及び契約書に関して生じた当事者間の紛争については、名古屋地方裁判所岡崎支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。なお、本条の定めは、契約書における紛争解決に関する規定（管轄裁判所、あっせん又は調停、仲裁に関する規定を含む。）に優先して適用される。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、発注者と優先交渉権者が誠実に協議するものとする。

(以下余白)

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者)

愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地

刈 谷 市

代 表 者 刈谷市長 稲 垣 武

(優先交渉権者)

〇〇〇〇